

庄内海岸林サポーター登録制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、庄内海岸林再生プロジェクト会議の趣旨に賛同し、庄内海岸林の保全及び再生のための活動に取り組み、又は取組を支援する企業・団体（以下「団体等」という。）を「庄内海岸林サポーター」として登録する制度について必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 登録の対象となる団体等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 庄内海岸林再生プロジェクト会議の趣旨に賛同する団体等であること
- (2) 庄内海岸林の保全及び再生に係る活動に取り組み、又は取組を支援していること
- (3) 宗教活動、政治活動を主たる目的としないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が関与していないこと

(登録の申請)

第3条 登録を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、庄内海岸林サポーター登録申請書（様式第1号）により山形県知事（以下「知事」という。）に申請するものとする。

(登録)

第4条 知事は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、庄内海岸林サポーターとして登録するものとする。

2 知事は、前項の登録をしたときは、申請者に対し、庄内海岸林サポーター登録証（様式第2号）を交付するものとする。

(登録内容の変更)

第5条 登録を受けた団体等（以下「登録者」という。）は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに庄内海岸林サポーター登録変更届出書（様式第3号）を提出するものとする。

(登録の取消し)

第6条 知事は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者から登録廃止申請書（様式第4号）の提出があったとき
- (2) その他本制度の信用を著しく損なったと認めるとき

2 知事は、前項第2号の規定により登録を取り消したときは、当該登録者に対してその旨を通知するものとする。

(活動内容)

第7条 庄内海岸林サポーターは、次に掲げる活動のうち1項目以上について行うものとする。

- (1) 庄内海岸林の保全及び再生に係る活動の実施（庄内海岸林における植樹・育林活動、募金活動、学習イベントの開催など）
- (2) 庄内海岸林の保全及び再生に向けた取組への金銭的な支援（再生プロジェクトの取組へ

の寄附、募金活動の実施など)

- (3) 庄内海岸林の保全及び再生に向けた気運の醸成にかかる情報発信等の広報活動（Web サイトや広報誌での活動のPR など）

（活動報告等）

第8条 知事は、登録者の活動状況を把握するため必要があると認めるときは、登録者に対して、庄内海岸林サポーターの活動報告を求めることができる。

（庶務）

第9条 庄内海岸林サポーター登録制度に関する庶務は、山形県農林水産部森林ノミクス推進課において処理する。

（その他）

第10条 この要領で定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、山形県農林水産部森林ノミクス推進課が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年8月4日から施行する。

庄内海岸林サポーター登録申請書

年 月 日

山形県知事 殿

企業（団体）名

（代表者）氏 名

以下のとおり庄内海岸林サポーターに登録申請します。

登録No		※ 第 号（記入不要）
活 動 内 容 *別紙として添付可		（記載例） ・ 庄内海岸林における下刈活動への参加及び自社ホームページを通じた取組の情報発信 ・ 庄内海岸林応援基金への寄附の実施
連 絡 先 担 当 者	郵便番号・住所	〒
	担当者職・氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
ホームページ等での 公開の可否		☐ 可 ☐ 不可 <u>*いずれかに☑を入れてください。</u>
備考		

注1）「活動内容」は、庄内海岸林サポーター登録制度実施要領第7条に規定する活動内容のうち、いずれか1項目以上について、その内容を記載ください。

注2）団体名・活動内容等の情報につきましては、県ホームページ・広報紙等での公開のほか、他団体等へ紹介させていただくことがありますのでご了承ください。

【申請に必要な条件の適合】 ※下記事項を確認し、□にレ点を記入願います。

- ☐ 宗教活動、政治活動を主たる目的としないこと
- ☐ 自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が次のいずれにも該当する者でない。
- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - ② 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用している者
 - ③ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - ④ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与している者



第 号

庄内海岸林サポーター 登録証

殿

貴団体を、「庄内海岸林サポーター」として登録します。



令和 年 月 日

山形県知事 吉村美栄子

様式第3号（第5条関係）

庄内海岸林サポーター登録変更届出書

年 月 日

山形県知事 様

団体（事業者）名

（代表者）氏 名

以下のとおり庄内海岸林サポーターの登録内容に変更がありましたので提出します。

		登録No.	第 号
変更前の登録内容			
変更後の登録内容			

様式第4号（第6条関係）

庄内海岸林サポーター登録廃止申請書

年 月 日

山形県知事 様

団体（事業者）名

（代表者）氏 名

以下のとおり庄内海岸林サポーターの登録廃止を申請します。

登録No.		第	号
廃止理由			